

4月12日(日)は 千葉県議会議員選挙の投票日

皆さんの貴重な一票です。棄権せず、必ず投票しましょう。

投票できる方

- ① 日本国民で平成7年4月13日までに生まれた方
- ② 平成27年1月2日以前から引き続き3カ月以上、八街市の住民基本台帳に登録されている方
- ③ 選挙権を停止されていない方

なお、前住所地で投票する場合は、県内の各市町村で発行する「引き続き県内に住んでいる証明書」が必要となります。

◆前住所地で投票できる方

- ① 県内の他市町村から八街市へ転入されていること
- ② 前住所地に3カ月以上継続して住んでいること
- ③ 前住所地の選挙人名簿に登録されていること

詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

○期日前(不在者)投票

投票日当日に仕事や旅行、レジャーなどで投票にいけない方は、期日前(不在者)投票ができます。

期日前(不在者)投票期間
4月4日～11日

午前8時30分～午後8時 期日前(不在者)投票場所
市役所第4会議室

○指定病院や施設での不在者投票

指定病院や施設に入院(入所)中の方は、病院や施設で投票をすることができ、その場で院長または施設長にお申し出ください。

〔市内の指定病院・施設〕

八街総合病院、南八街病院、白松の郷、コート・エミナース、風の村、コスモ・ヴィレッジ、手と手と手、空(従来型・ユニット型)
(市外の指定病院や施設でも不在者投票をすることができます。)

○郵便投票

身体に重度の障害がある方で『郵便投票証明書』の交付を受けている方は、投票用紙などの交付を郵送で請求することができます。投票用紙などの請求期限は、4月8日(水)です。

○開票は即日

開票は、投票日当日の午後9時から八街中学校体育館で行います。

選挙管理委員会
☎ 443-1113

八街都市計画区域マスタープランを見直します

八街都市計画区域マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)は、県が広域的な視点に立つて都市計画の基本的な方針を定めるもので、平成16年2月策定しました。

今後の人口減少、高齢化の進展、防災性の向上など、社会経済情勢の変化に対応した都市計画の取組みが必要となることから、昨年7月に県が定めた「都市計画の見直しの基本方針」を受け、市で見直し作業に着手し、その原案を作成しました。

つきましては、原案の閲覧および説明会を開催します。

○閲覧

期間 3月9日～20日
(土曜、日曜を除く)
午前8時30分～午後5時
場都市計画課(市ホームページでも閲覧できます)

○意見の提出

原案について意見のある方は、住所、氏名、年齢、性別、職業を明記のうえ、持参、Eメール、ファックス、郵送で3月20日(金)までに提出(書式自由、当日消印有効)

○提出対象者

市内在住、在勤または在学の方、市内に事務所、営業所がある方、市税の納税義務のある方

○提出先

〒289-1192
八街市八街35番地29
都市計画課
☎ 442-6416
✉ tosukei@city.yachimata.lg.jp

○説明会

3月17日(火)
午後6時30分～
場市役所第1会議室
場都市計画課
☎ 443-1430

くらしの便利帳を配付しています

(株)サイネックスとの共同事業により発行した、八街市「くらしの便利帳」を市内のご家庭に配付しています。(3月中旬までには配付完了予定です。)

3月中旬以降に便利帳が届いていない場合は秘書広報課へご連絡ください。

○秘書広報課

☎ 443-1112



春季全国火災予防運動 3月1日～7日

『もういいかい 火を消すまでは まあだだよ』
この運動は、火災が発生しやすい春季に当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることや、火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施しています。

【放火されない環境を整備しましょう】

平成26年中の佐倉市、八街市および酒々井町で発生した火災件数は119件で、出火原因の第1位は依然として「放火及び放火の疑い」です。

【放火されない環境を整備しましょう】

放火火災の発生は夜間から明け方にかけて特に多く発生していると思われがちですが、昼間にも発生するケースも少なくありません。町内会、自治会、事業所などが一体となって協力体制を確立し、放火されにくい地域環境をつくりましょう。

【住宅防火 いのちを守る 7つのポイント】

- ◆ 3つの習慣
- ◆ 寝たばこは、絶対やめる。
- ◆ ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ◆ ガスこんろなどのそばを

離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ◆ 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ◆ 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ◆ 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ◆ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

【住宅用火災警報器の設置は義務付けられています】

消防組合では、住宅用火災警報器が設置済みの世帯に住宅用火災警報器設置済シールを配付しています。配付窓口は、消防本部予防課またはお近くの各消防署および出張所です。

シールの配付枚数は、一世帯に1枚です。配付する際には、設置状況などのアンケートを実施しますのでご了承ください。

また、地域の団体など、取りまとめ受領する場合も設置済世帯数、設置場所の個数をお聞きますので、事前に把握をお願いします。

佐倉市八街市酒々井町消防本部予防課
☎ 481-1217

記号の見方 時 日時 場 会場 内 内容 対 対象 定 定員 費 参加費 申 申し込み 締 締め切り 持 持ち物 問 問い合わせ